

岩手海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、かじき突棒漁業について、次のとおり制限する。

平成30年2月6日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1 制限期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 操業の届出

(1) 岩手県沖合海面においてかじき突棒漁業の操業をしようとする者は、使用する漁船ごとに岩手海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）にかじき突棒漁業操業届出書（様式第1号）により届け出なければならない。

(2) (1)による届出は、県内に住所を有する者にあつてはその者が所属する漁業協同組合を、県外に住所を有する者にあつてはその住所地の都道府県知事を経由して委員会に提出しなければならない。この場合において、当該漁業協同組合はかじき突棒漁業操業届出総括表（様式第2号。以下「総括表」という。）を、当該都道府県知事は総括表及び副申書を添付するものとする。

3 届出済証の交付

委員会は、2(1)による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、かじき突棒漁業操業届出書の写しに、岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第2号）第12条に規定する委員会の公印を押印し、かじき突棒漁業操業届出済証（以下「届出済証」という。）として交付する。

4 操業の条件及び制限

(1) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を漁船に備え付けておかななければならない。

(2) 届出済証の交付を受けた者は、平成31年5月31日までに委員会に平成30年度かじき突棒漁業漁獲成績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

5 変更の届出

(1) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該届出済証を添えて、委員会にかじき突棒漁業操業変更届出書（様式第4号）により届け出なければならない。

(2) 3及び4は、変更の届出について準用する。この場合において、3中「かじき突棒漁業操業届出済証（以下「届出済証」とあるのは「かじき突棒漁業操業変更届出済証（以下「変更届出済証）」と、4中「届出済証」とあるのは「変更届出済証」と読み替えるものとする。

様式第1号

	平成 年 月 日
岩手海区漁業調整委員会会長	様
	住所
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟
	かじき突棒漁業操業届出書
下記のとおり操業するので、届け出ます。	
1 操業期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
2 操業区域	
3 使用漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	

平成 年 月 日
かじき突棒漁業操業届出済証
岩手海区漁業調整委員会 ㊤

- 備考 1 動力漁船登録票の写しを添付してください。
- 2 平成29年度に届出済証の交付を受けた場合は、当該届出済証を添付してください。
- 3 用船の場合は、船舶使用承諾書（船舶所有者の印鑑証明書を添付したものに限る。）を添付してください。ただし、届出をする者が動力漁船登録票に使用者として記載されている場合は、この限りではありません。

(A4)

様式第2号

かじき突棒漁業操業届出総括表

県 漁業協同組合

一連番号	届出者		船名、漁船登録番号及び総トン数	推進機関の種類及び馬力数	添付書類				
	住所	氏名又は名称			かじき突棒漁業操業届出書	動力漁船登録票の写し	船舶使用承諾書	左に係る印鑑証明書	平成29年度の届出済証

備考 添付書類欄には、該当する欄に○印を付してください。

(A4)

様式第3号

平成 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会会長

様

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊤

平成30年度かじき突棒漁業漁獲成績報告書

操業期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

漁船	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関馬力数	備考

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)					金額 (千円)	主な水揚魚市場
		まかじき	めかじき			計		
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
1								

